

令和7年7月
(第47回)

八戸圏域水道企業団
入札監視委員会
議事概要

と き 令和7年7月28日(月) 午後3時00分

ところ 八戸プラザホテル 桜の間

八戸圏域水道企業団

令和7年7月（第47回） 八戸圏域水道企業団入札監視委員会

日 時 令和7年7月28日（月） 15：00～17：00

場 所 八戸プラザホテル 桜の間

出席者

○委員（5名）

委員長 竹内 貴弘（八戸工業大学 工学部長 工学部工学科 建築・土木工学コース 教授）
委員長代理 源新 明（弁護士法人 たいよう総合法律経済事務所 弁護士）
委員 小原 隆平（細越小原会計事務所 公認会計士・税理士）
委員 田中 哲（八戸学院大学 地域経営学部長 地域経営学科 教授）
委員 南 将人（八戸工業高等専門学校 副校長 環境都市・建築デザインコース 教授）

○企業団（4名）

事務局長 野々口 宏樹
事務局次長兼管財出納課長 河村 泰幸
事務局次長兼浄水課長 沢田 昌希
工務課長 大嶋 武仁

○事務局（3名）

審議対象期間 令和6年10月1日～令和7年3月31日
（指名停止の報告 令和6年12月1日～令和7年6月30日）

配付資料 資料1 入札契約方式別発注工事総括表
資料2 入札方式別発注工事一覧表
資料3 指名停止の運用状況一覧表
資料4 審議対象事案抽出報告書
資料5 工事説明資料・抽出事案説明書
資料6 企業団発注工事の報告を要する基準額の引上げについて
追加資料 水道施設業者 格付算出表

審議対象事案 事案1 根城西ノ沢ほか配水管布設替工事
事案2 ひばり野配水池配水管（苗代沢ルート）布設第2工区工事
事案3 八戸駅西区画（RNo.6-64ほか）配水管布設工事
事案4 南郷市野沢三合山配水管撤去工事

会議内容要旨

(委員長)

本日は委員5名の出席があり、会議は成立しております。

それでは、議事に入ります。

初めに、資料1の「入札方式別発注工事総括表」から、資料3の「指名停止の運用状況一覧表」まで事務局から説明願います。

(事務局)

(「入札方式別発注工事総括表」から「指名停止の運用状況一覧表」までを説明)

(委員長)

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

(D委員)

事前質問の内容ですが、資料2で工事希望型指名競争入札の応札者に比べて、指名競争入札の応札者が半分以下、ほとんど一桁になっているのは工事の特性によるものなのでしょうか。特に「消火栓設置工事」は応札者が1者のみで、この業者がいなかったらどうしたのかというのが、気になりました。

(事務局)

ご質問にお答えします。資料2の指名競争入札の工事では、応札業者数が少なくなっているものがありますが、これらの工事につきましては等級分けにより、B等級の水道本管工事業者を指名しているものです。

A等級は23者、B等級は18者と、B等級の業者数が少ないことに加えて、B等級の業者は会社の規模等から手持ち工事や配置技術者の状況によっては複数工事の受注が難しいという場合があります、応札数が少なくなっている可能性があります。

次に、B等級の業者で応札がなかったということになると、A等級の業者に再度公告して発注することになります。

(委員長)

他にありますか。

(A委員)

指名停止の件で「入札金額の誤りを理由に契約締結を辞退」とありますが、詳細について教えてください。

(事務局)

(指名停止理由の詳細について説明)

(委員長)

他にありますか。

ないようですので、「審議対象事案 抽出報告書」の抽出委員の指名について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

今回の事案の抽出につきましては、第46回会議からの順番を引き継ぎまして、B委員にお願いしています。

(委員長)

それでは、B委員から事案抽出の経緯について、ご報告をお願いします。

(B委員)

それでは報告させていただきます。

今回は随意契約と一般競争入札が0件ということで工事希望型指名競争入札から2件、指名競争入札から2件を抽出いたしました。

1番目の工事希望型指名競争入札では、八水契第607号を抽出しました。落札率が98.92%で一番高かったということでございます。

このように、今回は落札率に注目して抽出させていただきました。

2番目の工事希望型指名競争入札では、八水契第606号を抽出しました。落札率が90.63%で一番低かったということでございます。

3番目の指名競争入札では、八水契第224号を抽出しました。落札率が97.95%で一番高かったということが理由でございます。

4番目の指名競争入札では、八水契第249号を抽出しました。落札率が89.45%で一番低かったことを理由に抽出させていただきました。

以上です。

(委員長)

ありがとうございました。それでは抽出事案1について審議したいと思います。説明をお願いします。

抽出事案1【根城西ノ沢ほか配水管布設替工事】について

(工務課長 工事概要説明)

(事務局次長兼管財出納課長 契約関係説明)

(委員長)

ありがとうございました。それでは事案1につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

(D委員)

水道本管工事のA等級23者ということですが、これは毎年見直すのでしょうか。それから、A等級の条件を教えてください。

(事務局次長兼管財出納課長)

お配りした資料「水道施設業者格付け算出表」をご覧ください。こうした計算表によって格付けを行いますので、格付けは毎年変わるということになります。

これは現在の7年度の格付けに適用するために計算した表の抜粋です。左の業者の番号で、1から41まで41者を格付けしたものです。その中で一番大きな数値は「経審」というところになります。

公共団体の工事の請負に当たり、各業者は「経営事項審査」を受ける必要があります。そこに「水道施設工事」の総合評定値という欄があります。

そして右側の「工事成績」の加減点のところですが、A業者の2件の工事成績合計「152.5」を単純平均すると「76.25」でした。B業者は「74.5」の1件でした。C業者は「75.5」の1件でしたということで、業者の1年毎の平均点を出示します。

企業団では工事成績の合格基準に60点を設けており、この60点と工事成績の平均点との差額を工事成績加減点としています。

例えば、A業者ですと「76.25-60」でその差が「16.25」です。さらに、この業者は70点を超えていることから「16.25」の2倍ということで、「32.5」がA業者の獲得点数になります。これをC業者で見ますと、「75.5-60」なので差は「15.5」、点数が70点を超えていますので2倍にすると「31」ということで、ここが企業団の評価点の一部になっております。

次に「給装管技能点」や「耐震技能点」、「大口径技能点」、「漏防技能点」など4つ技術者加点があります。

次に「貢献加点」のところですが60点とあります。こちらは企業団の休日や夜間の突発的な修理に対応するため、業者と協定を締結している「緊急修繕協定」というものがあります。規模が大きい業者でないと夜間対応できないところもありますが、全部で22者と締結しており、本協定を締結している業者には60点を貢献点としており、加点が大きくなっております。

最後に、全ての項目を足したものがA業者だと「988点」となります。同様の計算を全業者分やります。

令和7年はその平均点が「906点」となりましたので、この平均点より上は「A業者」、下は「B業者」という形で格付けをしております。

以上になります。

(D委員)

貢献加点というのは、0点か60点のどちらかですか。部分点はありますか。

(事務局次長兼管財出納課長))

0か60点です。

(D委員)

60点というのは他の技術加点に比べて大きな数字ですが、どのような根拠ですか。

(事務局次長兼管財出納課長)

昨年までは40点でしたが、詳しくは事務局から説明します。

(事務局)

60点の根拠についてご説明します。経営事項審査の総合評点、いわゆる経審の「P点」ですが、企業団における水道施設業者の「P点」の平均値は概ね「800点」となっております。

昨年までは「P点」の平均の20分の1の「40点」を加点するというのでやって参りましたが、緊急修繕協定では、昼夜問わず対応いただくというところで、7年度から20分の1を1.5倍にするという見直しした結果、40点から60点になったものです。

(A委員)

貢献業者は何者あるのですか。

(事務局次長兼管財出納課長)

22者です。

(A委員)

22ということは、A等級は全部入っているのですか。

(事務局次長兼管財出納課長)

今年度の場合、A等級のうち3者が結んでいません。逆にB等級から3者が結んでいただいています。

(委員長)

ありがとうございました。次に進みたいと思います。それでは、事案2について説明をお願いします。

抽出事案2【ひばり野配水池配水管（苗代沢ルート）布設第2工区工事】について

(工務課長 工事概要説明)

(事務局次長兼管財出納課長 契約関係説明)

(委員長)

ありがとうございました。それでは事案2についてご質問、ご意見などありませんか。

(A委員)

五戸配水池を廃止して新しい配水塔と配水池にするのは、どのような理由で変更するのですか。

(工務課長)

現在使っている五戸配水池は老朽化していますが、用地が狭いため、現在の場所で更新することができません。そういったことから、ひばり野配水塔の隣に建設することとしました。

(委員長)

他に、ご意見、ご質問などありませんか。

(D委員)

教えていただきたいのですが、予定価格があって、これが事前公表とあります。最低制限価格が事後公表となっていますが、事前公表と事後公表があるというのは、どういう制度なのでしょう。

(事務局次長兼管財出納課長)

予定価格の事前公表については、以前の入札監視委員会でも「予定価格を知らせることによる弊害がないのか」という形で、ご意見をいただいております。

このような中で第46回の会議では中間報告ということで、「目立った弊害が認められない」というご報告をさせていただきました。

予定価格の公表は企業団のように前もって公表する場合と、入札後に公表する場合の二通りがあります。その中で企業団は組織として、事後公表による弊害を防ぎたいということから、内部で検討した結果、当面、予定価格についての事前公表は維持するというようにしております。

次に最低制限価格についてですが、事前公表すると入札の意味がなくなってしまうことから、計算式のみ公表にしています。

(D委員)

事前に知らせると、後で知らせるのは弊害が生じない工夫をしていることなのかな、という解釈をしていましたが、予定価格を事前に公表する弊害が具体的にイメージできなかったもので。

(事務局)

予定価格の事前公表の弊害は、予定価格と同額の入札が続くケースが弊害と考えております。予定価格を事後公表している団体もありますが、事後公表にした場合には入札に参加する業者から職員に予定価格を探ろうとするおそれがあることから、これを事前に防止するために、企業団として予定価格は事前公表という方針を確認しています。

(委員長)

他にありませんか。

(C委員)

工事希望型指名競争入札は、入札年月日が全て同じで、希望業者数も全て22者になっているのですが、これは7工事全てでA社が不参加となっているのかということ。

上期の落札結果の資料も見てきたのですが、上期でA社が大きな工事を落札しているのは見受けられなかったもので、A社が下期の入札に参加していない理由について、教えていただきたいと思います。

(事務局次長兼管財出納課長)

工事希望型指名競争入札の業者数ですが、債務負担行為ということで3月中の契約を目指して、7本の工事を同一日で公告・入札を行いました。その中でA社も参加を希望していたものの、事務手続のミスがあり、参加できなかったということは確認しています。

本来ならば23者全てを対象としていたのですが、A社が参加できなかったということは確認しております。

(委員長)

他によろしいですか。ないようですので、次の抽出事案3について審議したいと思います。説明をお願いします。

抽出事案3【八戸駅西区画（RNo.6-64ほか）配水管布設工事】について

(工務課長 工事概要説明)

(事務局次長兼管財出納課長 契約関係説明)

(委員長)

ありがとうございました。それでは事案3につきまして、ご意見、ご質問ありませんか。

(D委員)

道路復旧図について二つお尋ねしたいと思います。

一つ目が、標識シートの高さが左と右で高さがなぜ違うのか。また、青い標識シートは何のために入れるのか。

二つ目は水道本管工事の「本管」とは、どのような定義なのかを教えてください。

(工務課長)

標識シートについてご説明します。完成した後で、水道以外の工事で掘削があった場合に、バックホウで標識シートを引っかけると青いシートが出てきます。標識シートでここに水道管が入っているということが分かります。

(D委員)

水道は青で、電話線など他の埋設物は色が違うとか、分けをしているのでしょうか。

(工務課長)

標識シートの色については定めがありません。どの事業者が埋設したものかという管に巻くテープは法律(道路法施行令等)で定められています。上水道は青色、下水道は茶色、電力は橙色など、事業者毎に色が決められています。

次に標識シートの高さが左と右で違うということについては、特別この深さでなければならないというのではなく、管口径の違いによる掘削深度と砂の埋め戻しに関係しています。

(事務局次長兼管財出納課長)

「本管工事」の考え方をご説明します。企業団の格付基準の中に定義しておりまして、建設業法にある水道施設工事のうち、「導水管、送水管、配水管などを布設する工事」及び「その他附帯工事」となります。実際はそのような管を入れる工事と、減圧弁や仕切弁、消火栓などの「その他附帯工事」を一体として「本管工事」という取扱いをしています。

これにシールド工事など特別な技術が求められると、「本管工事」扱いではなくなる場合があります。そういう特別な技術を必要としない導水管、送水管、配水管であれば「水道本管工事」という位置づけをしております。

(委員長)

他に質問等はありませんか。それでは、抽出事案4について審議したいと思います。説明をお願いします。

抽出事案4【南郷市野沢三合山配水管撤去工事】について

(工務課長 工事概要説明)

(事務局次長兼管財出納課長 契約関係説明)

(委員長)

ありがとうございました。それでは事案4について、ご意見、ご質問等をお願いします。

(D委員)

質問が二つあります。

一つ目は、工事概要で工事の日数を工事期限、工事期間、工事日数、〇日限りという表現になっており、言葉の使い分けをどうしているのか教えていただきたいのですが。

もう一つが、この工事は使っていない配水管ACPを撤去して処分場まで持っていくのがこの仕事ですけども、撤去した石綿をどこの処分場に持っていくのかということと、石綿の処分費用は別途企業団持ちなのか、工事費の中に入っているのかという積算の方法を教えてください。

(工務課長)

工事日数の表現は、ばらばらでしたので統一したいと思います。

石綿セメント管の処分については、産業廃棄物になりますので設計で処分費用を計上しております。今回は三戸町にある産業廃棄物処分場で処分しました。

処分の確認方法については、マニフェストという処分したという証明書で確認しております。

(D委員)

設計時に、どこの処分場で処分するのか、調査はしないのでしょうか。または、あらかじめ指定している処分場なのでしょうか。

(工務課長)

設計段階では処分場は指定しません。

(D委員)

場所は処分した後で書類として出してくる。場所は処分した後で分かるということですか。

(工務課長)

事前に提出する施工計画書では、どこで処分するのかは分かります。その後、処分手続をして書類が出てくる流れになります。

(委員長)

他にありますか。

(C委員)

先ほどの期限と期間の話がありましたが、「期限」は末日が決まっていて、「期間」のほうは契約によって着工日が決まって、着工してから何日以内というような形で、必ずしも末日が決まっていらないのではないかと思います、そういう理解ではないですか。

(工務課長)

今回提出してある資料では、事案1が「工事期間」、事案2が「工事日数」、事案3が「工事日数」、事案4が「工事期限」ということで統一されていませんでした。

(C委員)

法律用語で期間と期限は、そもそも違うと思いますが。

(A委員)

契約書上の確定期限、つまり日にちで工期、期限を設定しているのか、一種の不確定期限として、着工日から何日以内という形で契約書上決めているのか。そこが統一されているのかどうか、というところだと思います。

(事務局次長兼管財出納課長)

契約書には日にちが書かれております。発注課から出てくる設計図書では、工事日数が何日という設計書を出す場合と、「3月25日限」としてこの期限までという場合と、2種類あります。

資料の作り方として、今後は、混乱が生じないように作成していきたいと思います。

(委員長)

事案4について他に質問ありますか。

(質問・意見なし)

(委員長)

ほかにはないようですので、続いて事務局から提案があります。説明をお願いします。

(事務局)

(企業団発注工事の報告を要する基準額の引上げについて説明)

(委員長)

ただ今の提案内容についてご質問、ご意見等ありますか。

(質問・意見なし)

(委員長)

異議がないようです。それでは、本日の事案以外のことについて質問等ありますか。

(質問・意見なし)

(委員長)

それでは、審議・報告事項については以上となりますので、進行を事務局にお返しします。

(事務局)

委員の皆様におかれましては長時間にわたり、ご審議いただきありがとうございました。

それでは、これを持ちまして、第47回入札監視委員会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。

〈17:00閉会〉